

「八尾市観光コンテンツ情報発信等業務」公募型プロポーザルに係る質問と回答

No	質問事項・内容	回答
1	仕様書(7) 留意事項①の記載について、広報等を一部第三者へ外注することは可能ですか。	広報等一部を第三者へ外注いただくことは可能ですが、事前に書面にて本市に申請をいただき、本市の承諾のうえで第三者へ発注いただくこととなります。
2	企画提案書の事業費提案額 [評価基準⑫]提案額総額の記載に加え、別途経費計算書の提出は必要ですか。必要な場合、指定のフォーマットはありますか。	特段指定のフォーマットはありませんが、提案額の根拠として、提案額内訳の提出をお願いします。
3	モニターツアー参加者について、KPIの設定はありますか。ある場合、KPIに達しなかった場合のペナルティはありますか。	今回のモニターツアーにおいては、K P I は設定しておりません。従って、モニターツアーにかかるペナルティは設定しておりません。
4	仕様書記載の事業実施者とは、具体的に実施能力を有する団体や企業ですか。受託者は事業実施者である団体・企業に対して支払いをするのですか。（旅行業法行程管理のため）	受託者がモニターツアーの申込受付、参加料の収納を行い、モニターツアーの実施は実施能力を有する事業者が実施（「事業実施者」と定義しています。）し、収受した参加料を全て事業実施者に支払うことを想定しています。 受託者については、参加料から活動費を得るのではなく、市の委託費の範囲で活動していただくものとなります。
5	仕様書別紙に記載されている各コンテンツに関係する内容に関して、昨年造成のコンテンツ事業者の連絡先をいただくことは可能ですか。	モニターツアー事業者の連絡先については、契約締結後に提供いたします。
6	国内もしくは総合旅行業務取扱管理者の配置は、プロジェクトメンバーに配置すれば良いでしょうか。	旅行業法等関係法令に反しない形で配置いただければ結構です。